


件名	愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例
主管課	経営支援課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>中小企業の新技術の研究開発等及び高度な技術を利用した経営革新を支援するための一部改正</p> <p>1 助成措置（補助金・貸付金等）の対象事業の変更</p> <p>伝統産業と近代技術を媒介する中間技術（1次製品の工業化、資源の再利用）の開発利用</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>新技術の研究開発等（新商品、新役務及び新技術の研究開発、企業化及び需要の開拓）</p> <p>高度な技術を利用した経営革新（新たな生産方式の導入等による生産性の効率化）</p> <p>2 中間技術審議会の廃止</p> <p>中間技術開発促進事業費補助金の対象企業を審査するための機関である愛媛県中間技術審議会を廃止する。</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 改正の背景</p> <p>産業構造の多様化による新たな技術革新等への幅広い支援への要請 国の産業政策が創意工夫等を行う中小企業者への幅広い支援にシフト えひめ産業再生のためには高度な技術全般への支援（経営革新）が必要 中間技術（1次製品の工業化・資源の再利用）の振興に対する需要の減少</p> <p>2 条例に伴う予算関連措置</p> <p>【経営革新等設備導入支援事業費】（770千円）（6月補正予算）</p> <p>えひめ産業振興財団が行う「設備・機械類貸与事業」の利用者のうち、意欲のある小規模企業者（創造法・経革法の認定企業等）について、一定要件を満たす者への利子補給（0.55%）を行う。</p> <p>3 主な対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> * 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた企業 * 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認を受けた企業 * アクティブ・ベンチャー支援事業の補助金を受けた企業（創業者等） 	